

節税レポート



平成 22年 5月号

発行日 2010.5.1

今月のテーマ 決算の実務

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

今月は基本に戻り、決算の意義、作業の流れ等をお話しましょう。

I 決算の意義

- 1 事業年度における会社の業績を把握します。決算書類を分析し、検討し、次期の対策を練るのです。決算書類は金融機関や税務署のために作成するものではありません。会社が活用することが大事です。

① 損益計算書

幾ら売上があり、この売上を上げるため、幾ら経費がかかったか。その結果として利益がどうなったかを現します。

売上高	1,200
売上原価	768
売上総利益	432
販売費及び	
一般管理費	376
営業利益	56
...	
当期純利益	

② 貸借対照表

事業活動の結果としての、期末における資産、負債、資本の状態を現します。

- 2 株主、金融機関へ報告します。
- 3 国、東京都に法人税、都民税などの申告をし、税金を納付します。

II 決算の流れ

1 決算調整

① 現金預金

試算表の残高と現金の現物、残高証明書、通帳と付き合せる。

② 仮払金、仮受金等の整理

精算できるのに、そのままになっているものはないか？
確認します。

③ たな卸表の作成

商品等のたな卸を行い、たな卸表を作成します。

イ たな卸額は売上原価に影響します。

$$\begin{array}{r} \text{前期たな卸残} \\ + \text{当期仕入額} \\ - \text{期末たな卸残} \\ \hline \text{売上原価} \end{array}$$

ロ たな卸が漏れたり、除いたりすると

売上原価上がる ---->利益が減る --->税金減る

ハ 商品の受払帳をつけず、期末のたな卸だけで、売上原価を計算すると、数えもれ・盗まれたものも売上原価になってしまいます。売上原価は正確でなくなる。

④ 売掛金、買掛金を確定します。

相手先に残高確認書を送り、返送してもらいます。
(請求書等でも確認可能です)

売掛の処理方法

a 原則法			b 簡便法		
前期					
	売掛金	100	売上		
				売掛金	100
					売上
当期					
入金時					
	預金	100	売掛金	預金	100
					売上 A
売上時					
	売掛金	200	売上	処理なし	
入金時					
	預金	200	売掛金	預金	200
					売上
期末					
	売掛金	150	売上	売掛金	150
				売上	100
					売掛金
					(Aの調整)

⑤ 未収収益、未払費用、前受収益、前払費用の整理をします。

事業年度末日から1年以内の家賃等を、今期支払っていれば今期経費処理できます。

次期の展示会費用等を今期支払った前払金は今期の経費

にできません。

- * 未払費用 -- 一定の役務提供契約に従い、既に提供された役務に対して、その対価の支払がされていないもの。
未払利息、未払家賃、未払給料。

未払金 -- 対価が支払われていないが債務確定しているもの。

⑥ 借入金

試算表の借入金残高と残高証明書or借入返済予定表と突き合せして確認します。

⑦ 固定資産

固定資産台帳と現物との突き合せをします。

修繕費のなかに、資本的支出がないか検討します。
また、消耗品費として処理した中に、固定資産に計上すべきものがないか確認します。

⑧ 減価償却資産、繰延資産の償却計算をします。

⑨ 引当金

貸倒引当金繰入 -- 販売費、一般管理費

貸倒引当金戻入 -- 特別利益 (前期損益修正項目)

⑩ 有価証券の評価

売買目的有価証券 -- 時価

子会社株式及び関連会社株式 -- 取得原価

⑪ 科目内訳書の作成

貸借対照表科目 -- 資本の部を除く全ての科目

損益計算書科目 -- 役員報酬、地代家賃、雑収入、雑損失

この段階で、数値の間違いを発見することもあります。

⑫ 消費税の計算

a 税込み処理の場合

租税公課	80	未払消費税	80
------	----	-------	----

b 税抜き処理の場合

仮受消費税	200	仮払消費税	120
		未払消費税	80

⑬ 法人税等の計算

法人税、都民税、事業税等を計算し、貸借対照表と損益計算書に計上する。

3 決算書の作成

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、
注記事項

4 株主総会で決算書を承認する。

法人税の申告は「確定した決算に基づいて」行います。
確定した決算とは、株主総会で承認された決算書類と言うこと
です。

5 法人税等の申告、納付

法人税、消費税 --> 税務署へ 法人税の別表、決算書、
勘定科目内訳明細書を添付
都民税、事業税 --> 都税事務所へ

事業年度末日から2月以内に申告、納付します。